

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令

法規審査委員会規程（昭和29年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法務幹事)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 法務幹事は、別に定めるところにより部局等ごとに当該部局等の長が当該部局等に所属する職員のうちから、<u>原則として2人以上</u>を指名するものとする。この場合において、複数の法務幹事を指名したときは、法務幹事を総括させるため、うち1人を総括法務幹事に指名するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 委員長は、法規審査委員のうちから、<u>法規審査委員を兼ねる</u>法務幹事（以下「幹事長」という。）1人を指名するものとする。</p> <p>5 幹事長は、第2項の規定により<u>指名されるもの</u>のほか、特定事項等に関する事案の調整を行わせるため、職員のうちから法務幹事（以下「特定法務幹事」という。）10人以内を指名することができるものとする。</p> <p>(法務幹事会による予備審査)</p> <p>第10条 委員会に幹事長並びに第6条第2項の規定により部局等ごとに指名された法務幹事（<u>2人以上の法務幹事を指名した部局等</u>にあつては、総括法務幹事）及び同条第5項の規定により指名された特定法務幹事をもって組織する会議（以下「法務幹事会」という。）を置き、幹事長が主宰する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項の規定により付議される条例案等を担当する部局等の法務幹事は、予備審査に先立って所要の検討を行い、検討の結果を法務幹事会で説明しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>第2項及び前項</u>の規定は、予備審査の場合に準用する。この場合において、前項中「委員長又は副委員長及び法規審査委員2人（第2条に掲げる事案のうち軽易なものにあつては</p>	<p>(法務幹事)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 法務幹事（<u>第4項に規定する幹事長を除く。</u>）は、別に定めるところにより部局等ごとに当該部局等の長が<u>推薦する</u>当該部局等に所属する職員のうちから、<u>同項に規定する幹事長が</u>指名するものとする。この場合において、<u>部局等の長の推薦に基づき</u>複数の法務幹事を指名したときは、法務幹事を総括させるため、うち1人を総括法務幹事に指名するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 委員長は、法規審査委員のうちから、<u>法務幹事を兼ねる法規審査委員</u>（以下「幹事長」という。）1人を指名するものとする。</p> <p>5 幹事長は、第2項の規定により<u>指名するもの</u>のほか、特定事項等に関する事案の調整を行わせるため、職員のうちから法務幹事（以下「特定法務幹事」という。）10人以内を指名することができるものとする。</p> <p>(法務幹事会による予備審査)</p> <p>第10条 委員会に、<u>幹事長並びに第6条第2項の規定により部局等ごとに指名された法務幹事（2人以上の法務幹事が指名された部局等</u>にあつては、総括法務幹事）及び同条第5項の規定により指名された特定法務幹事をもって組織する会議（以下「法務幹事会」という。）を置き、幹事長が主宰する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前2項</u>の規定は、予備審査の場合に準用する。この場合において、<u>第2項中「前項の報告があつた場合において、委員会」とあるのは「幹事会」と、前項中「委員長又は副委員長</u></p>

、1人) 以上」とあるのは、「幹事長及び過半数の法務幹事  
(第2条に掲げる事案のうち軽易なものにあつては、当該部  
局等の法務幹事)」と読み替えるものとする。

(庶務)

第12条 委員会に書記若干人を置く。

2 書記は、職員のうちから知事が任命する。

3 書記は、庶務に従事する。

第13条 [略]

及び法規審査委員2人(第2条に掲げる事案のうち軽易なも  
のにあつては、1人)」とあるのは「幹事長及び過半数の法  
務幹事(第2条に掲げる事案のうち軽易なものにあつては、  
当該部局等の法務幹事)」と読み替えるものとする。

(庶務)

第12条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。